

オリジナル商品の販路開拓支援事業

《募 集 要 項》

- 【目 的】 児島地区の小規模事業者の販路開拓を図る支援事業
- 【事業内容】 平成29年5月中旬から平成30年1月下旬までに開催される展示会や販促イベントへの参加に対し、販路開拓に積極的に取り組む児島地区の小規模事業者を支援する事業。
- 【実施期間】 平成29年5月中旬～平成30年1月下旬
(上記期間に開催される展示会・販促イベントが対象)
- 【実施場所】 首都圏等、日本国内で開催される展示会・販促イベント
- 【募集対象】 児島商工会議所管内の小規模事業者

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用]

【募集期間】 平成28年11月11日(金)～平成29年1月31日(火)

【展示会・販促イベントに参加する出展者に対する支援内容】

【出 店 料】 予算の範囲内で当商工会議所が負担します

※会場の使用料、装飾費、商品の搬入・搬出に係る費用等を**予算の範囲内で当商工会議所が負担**いたします。(予算額を超える金額については参加事業者でご負担頂きます)

※出展者の旅費、宿泊費等は出店者各自でご負担下さい。

【留意事項】

- ① 当商工会議所の予算額を超える費用、旅費および期間中の宿泊費等は参加事業者の自己負担とします。
- ② 出店者向けの「説明会」「研修会」「報告会」の参加を必須とします。
1回目：平成29年 ○月 ○日(未定) 説明会・研修会
2回目：平成29年 ○月 ○日(未定) 報告会
- ③ 出店者は展示会前日の準備から撤去を含め、展示会開催期間中は現地に常駐していただきます。商品や使用備品の展示、商談等は、出店者自身の責任で行っていただき、催事開催中および開催後の出店者と来場者間における商談・契約内容などに関して、当所はその責任を一切負いません。
- ④ 施設が定める利用規程に従っていただきます。
※管内は火気の使用は厳禁です。環境美化、音、臭気等に対しても諸規定に従っていただきます。
- ⑤ 来場者に対する賠償責任や会場施設の損傷等の対物賠償責任、展示物・従業員等に対する補償などについては、当所は賠償責任を負いませんので、出店者は各自保険の手配をしてください。

- ⑥ 事業終了後、出店による成果等をご報告いただきます。
- ⑦ 反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律に規定される暴力団およびその関係企業等）、または公序良俗に反するなど、社会的に批判を受けるおそれのあるものについては、応募の対象となりません。
- ⑧ 事業所の状況、出品物等の諸事情により、出店をお断りする場合がございます。
- ⑨ 催事の申請や広報物の作成に係る、事業所、商品等の情報提供について、ご協力をお願いします。
- ⑩ 天災等、不可抗力によるやむを得ない事情により催事の開催が中止となった場合でも、当所は出店者に対し一切の補償をいたしません。
- ⑪ 上記に掲載されていない事項については、都度ご相談させていただきます。

【展示会・販促イベント出店者の選考について】

外部専門家による資格審査・選考会を行い、出展者を決定致します。

※審査内容についてのお問い合わせには一切お答えできません。

※事業所の状況、出展内容等の諸事情により出店をお断りする場合がございますで、予めご了承ください。

※本事業に初めて応募される事業者を優先させていただきます。

選考結果は平成29年2月28日(火)を目途に、E-mail、郵送等でお知らせする予定です。

【お申込み方法】

応募用紙に必要事項を記入後、必要資料を添えて、メールまたはFAX等でお申し込みください。

※お申し込みの際は、留意事項を必ずご確認ください。

※受付完了について、随時、E-mail（記載がない場合はFAX）にてご連絡いたします。ご連絡のない場合は当所までお問い合わせください。

【**応募締切**】 平成29年1月31日（火） 17：00 必着

【お申込み・お問合せ先】

児島商工会議所 中小企業相談所（担当：高木、細羽）

〒711-0921 倉敷市児島駅前 1-37 倉敷市児島産業振興センター2階

TEL:086-472-4450 FAX:086-474-3506 メール：info@kojima-cci.or.jp

【主 催】 児島商工会議所